

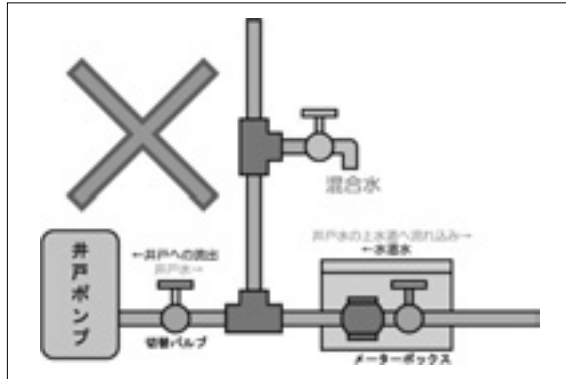
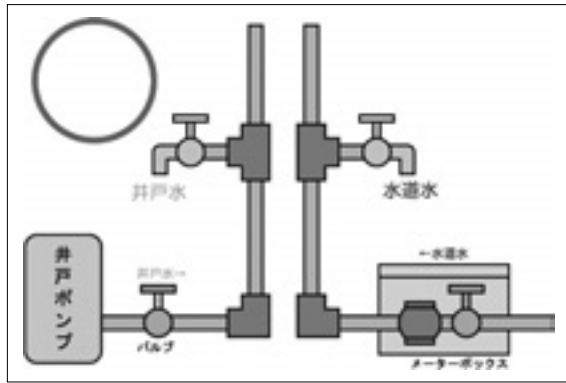
お知らせ

自家水(井戸水など)と水道水をお使いのお客様へ

水道と井戸水などの配管接続(クロスコネクション)は禁止されています。

1. クロスコネクションについて

宅内の配管で、町が管理する「水道の給水管」と「井戸水・山水などの水道以外の管」が直接連結されている状態をクロスコネクションといいます。連結部分にバルブや逆流防止弁などを設置し、必要に応じて水道水と井戸水・山水などを切り替えて使用される場合も、クロスコネクションにあたりません。



2. なぜ禁止されているか

井戸水・山水などが町で管理する水道本管に流れ込み、最悪の場合、広範囲にわたり水質汚染事故を引き起こす恐れがあるため、公衆衛生上の観点から水道法により「禁止」されています。また、連結部分にバルブや逆流防止弁などを設置しても、これらの故障や誤操作などにより水道水と井戸水・山水などが接触する恐れがありますので、切り替えて使用される場合も認められません。

3. 自宅がクロスコネクションになっている場合

町指定の給水装置工事業者へ連絡し、「水道の給水管」と「井戸水・山水などの水道以外の管」を切り離してください。切り離しに要する費用は、使用者の負担になります。

4. クロスコネクションをそのままにして置く

とどうなるの？

クロスコネクションをそのまま放置しておくと、井戸水などが水道本管に流入するばかりでなく、「反対に大量の水道水が「井戸」などに流れ込み、後日思いもよらない高額な水道料金が請求されることがあります。

この場合の水道料金の免除または減免措置は一切ありません。請求金額の全額をお支払いいただくこととなります。

また、このことで、水道水が汚染され、被害の出た場合は、原因者の負担となります。

問い合わせ先

役場環境水道課
上下水道係

☎73-1567

ごみ減量のアイデアを募集します

町では、環境にやさしいまちづくりとして、コンポスト・家庭用生ごみ処理機の利用、古紙回収などを推進しごみの減量に取り組んでいますが、さらなるごみの減量を図るため、町民の皆さんからのアイデアを募集します。皆さんが実行しているごみ減量の工夫など、ご意見をお寄せください。

【募集期間】平成24年2月10日(金)まで

【募集方法】郵送、ファクシミリ、電子メール、環境水道課窓口いずれでも結構です。

問い合わせ先 岩美町役場環境水道課 ☎73-1567 FAX73-1590 E-mail suidou@iwami.gr.jp